

○豊橋市ふるさと寄附金条例

平成20年6月19日条例第37号

豊橋市ふるさと寄附金条例

（目的）

第1条 この条例は、豊橋市を応援しようとする人々からの寄附金を活用し、個性豊かで活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

（事業の区分）

第2条 寄附金を活用する事業は、次のとおりとする。

- （1） 交流・産業振興に関する事業
- （2） 健康・福祉に関する事業
- （3） 教育・文化に関する事業
- （4） 水と緑の環境・快適な暮らしの基盤づくりに関する事業
- （5） 安全で住みよい生活づくりに関する事業
- （6） その他目的達成のために必要な事業

（寄附金の指定等）

第3条 寄附者は、寄附金の使途として前条各号に掲げる事業のうちからあらかじめ指定できる。

2 前項に規定する事業の指定がない寄附金については、市長が当該事業の指定を行うものとする。

3 市長は、前2項により指定された事業及び寄附の内容について公表するものとする。

（基金の設置）

第4条 第2条各号に規定する事業に充てるため寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するために、豊橋市ふるさと基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第5条 基金として積み立てる額は、予算に定める額とし、前条の寄附金をもって充てる。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の繰替運用等)

第8条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は各会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(基金の処分)

第9条 市長は、基金の設置目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。